



平成 23 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 布山高士
コード番号 4352 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本敬一
(TEL 03-5302-1901)

(訂正) 「取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 23 年 5 月 25 日付「取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」について発表しましたが、その内容について札幌証券取引所より指摘を受け、下記の通り追加情報・訂正開示させていただきますのでお知らせいたします。

(訂正箇所は_____にて表示しております)

記

1. 訂正内容：異動（辞任）日

(訂正前)

平成 23 年 5 月 16 日

(訂正後)

取締役 湯浅慎司（以下、「湯浅氏」という。） 平成 23 年 5 月 16 日
(※辞任届は平成 23 年 4 月 8 日付提出。詳細は下記参照。)

取締役 土屋正行（以下、「土屋氏」という。） 平成 23 年 5 月 16 日

2. 異動（辞任）理由

(訂正前)

本人による一身上の都合によるものであります。

(訂正後)

当時当社代表取締役会長鮎川純太（現在取締役会長、以下「鮎川」という。）と湯浅氏の間で当社投資先及び関連会社に関する見解の不一致が生じたことにより、鮎川は土屋氏を通し湯浅氏に対して辞表提出を要請いたしました。湯浅氏は鮎川からの要求に応じ、日付が空欄の辞任届を平成 23 年 3 月 25 日に作成し土屋氏に手渡しましたが、自署署名でなかったため、再提出を依頼し、平成 23 年 4 月 8 日付で当時当社の顧問弁護士であった隼あすか法律事務所にて明石一秀先生（以下「明石先生」という。）立会いの下、土屋氏が鮎川氏に提出いたしました。

一方、後日土屋氏に対しては意見の相違があるとして鮎川から辞任要請が行われ、土屋氏は土屋氏の顧問弁護士に相談した結果、平成 23 年 5 月 16 日付内容証明郵便物として当社へ辞任届を提出し、辞任するに至りました。

3. 経緯

当時、当社の取締役は 3 名であり、前取締役 2 名に対して、辞任を勧告し、辞任を受理することにより会社法上の取締役の欠員が生じる事態が発生することを認識しておりました。そこで、明石

先生と相談した上で鮎川の方針は、日付が空欄の辞任届を両名より提出させ、臨時株主総会もしくは裁判所への一時取締役選任の申立の準備を行うための体制つくりを模索しておりました。上記記載の通り、湯浅氏より日付空欄の辞任届を提出いただきましたが、土屋氏より、内容証明郵便物として当社へ辞任届けを提出したことに伴い、両名の辞任開示を早急に迫られる事態が発生し、一時取締役選任の申立の準備を行う体制が平成23年5月25日に整ったために、同日付で辞任の開示を行うに至りました。なお、当社登記簿謄本には平成23年5月16日付で両名の辞任登記を行っており、その謄本を一時取締役選任の申立書の資料として裁判所へ提出しております。

4. 適切な開示をできなかった理由

上記の記載の通り、当時当社は取締役の辞任等に伴い取締役会が適切に機能せず、上場会社としての適正な開示姿勢が欠如しておりました。また、鮎川が新スポンサー探しに奔走し会社へ出社しない事態が恒常化し、鮎川と当時の経営管理本部との意思疎通が十分図れず、経営管理本部として適切な情報を把握できない状況が続いたためであります。

以上